

海のもしもは118番



名護海上保安署通信

第9号 平成26年9月12日発行

〒905-0011 名護市字宮里 452-3

☎ 0980-53-0118

水上バイクの事故が多発

名護海上保安署管内では、水上バイクが絡む海浜事故が多発しています。マリンレジャーに関わる方は十分に注意をしてください。



事例1：以前に当名護海上保安署通信で紹介しました、フライボードという水上バイクのジェット噴射水流を原動力として空中に浮き上がるマリンレジャーで事故が発生しました。この事故は、観光客がうまくフライボードを操縦することができないまま浅瀬に向かっていってしまい、膝やすねに海底の岩などが当たって擦り傷や足の爪が剥がれる怪我を負ったものです。水上バイクの操縦者が、浅瀬に向かふ始めたところでアンカーを入れるなり、水上バイクのエンジンを切るなりして水圧がかからないようにすべきものだったと考えられます。

事例2：この事例も以前の名護海上保安署通信で紹介しましたが、マリンレジャー業者が操縦する水上バイクの座席から落ちた乗客の肛門から、水上バイ

クのジェット噴射水流が体内に入り、直腸などを損傷するという事故が発生しました。この乗客は普通の水着で乗船していたものです。乗客などには、必ず、下半身を覆う丈夫なウェットスーツなどを着用させるようにして、絶対に薄い水着などでは水上バイクに乗せないようにしましょう。水上バイクには次のような警告のステッカーが貼付されています。

【警告のステッカー】①ジェットノズルからの強い噴流が下半身開口部に当たると大きな怪我を負う恐れがあります。②身体保護のできるウェットスーツ等を必ず着用してください。③操船者がスロットル操作をしているときは乗り込まないでください。



事例3：マリンレジャー業者が操縦する水上バイクに乗船していた乗客が、バイクが旋回した際に体制を崩して転げ落ち、バイクの座席後部に取り付けられた、ウェイクボードなどを牽引するロープを縛るポール(ウェイクポール)の先端に左足のふくらはぎが引っかかり、長さ15センチ、深さ5センチの裂傷を負ったものです。本来、同ポールは伸縮する構造となっていますが、このバイクのポールは、固着して動かなくなっていた模様です。バイクに不具合などが発生した場合には、十分に整備をして常に良好な状態で運航するようにしましょう。

座席後部に設置されたウェイクポール



ダツによる刺傷事例

沖縄の危険生物の特徴やその対処法などに詳しい「ハブと海洋危険生物ハンドブック」(富原靖博・新城安哲共著)という本から、ダツ(方言名:シジヤ)による刺傷事例を紹介します。1968年7月深夜、沖縄本島北部で電灯潜りをしていたAさんが、一緒に潜っていた仲間に水中ライトを海面から出し、その光で合図を送った直後、一匹のダツがAさんの顔を直撃しました。仲間2人の救助で浜に戻ったAさんは、ダツを抜こうとした仲間を制止し、ダツを殺してもらって頭部だけ残し、胴体は切って捨てたそうです。その後Aさんは病院に搬送され、右目は失明したものの命は取り留めました。

なぜAさんは仲間がダツを顔面から抜こうとしたとき制止したのでしょうか。それは、その事故の7年前、近くの海で首をダツに刺された漁師が、首にダツが刺さったまま自宅に帰りましたが、病院へ行くためにダツを抜いてしまったのです。その結果、その漁師は大量出血し、死亡してしまいました。Aさんや近隣の漁師仲間は、この事故のことをよく知っていましたので、上記の行動がとれたということでした。(※この記事の掲載は、著者の富原靖博沖縄県立芸術大学教授から了承を得ています。)

編集後記：久しぶりの発行となりました。今回は名護保安署管内で発生した特異なマリンレジャー事故と、ダツによる刺傷事故を紹介しました。不定期ではありますが今後も名護海上保安署の近況・事件事例などを発信していきます。

海のもしもは118番

(文責：名護海上保安署次長)